

2017 年 3 月 24 日

第四次産業革命時代の弁理士のあるべき姿に関する意見

キヤノン知的財産法務本部 長澤健一

(1) 背景

- IoT、ビッグデータ、人工知能などのデジタル・ネットワーク分野での急激な技術革新により、ビジネスそのものがますます多様化していくであろう。そのようなビジネスの多様化と複雑化が進む中では、業界を超えたプレイヤー間の「つながり」がより大きな意味をもち、企業の取るべき知財戦略の在り方も多様化することになる。
- また、特許制度そのものがこのような技術革新を想定したものではなく、制度と現実の間に乖離が生じている。つまり、特許制度が本来想定していた技術革新競争の奨励という目的に合致している技術に係る特許（「競争領域」の特許）以外に、社会全体として協調して研究開発し、使用することにより、ネットワークインフラ等の社会インフラを形成する技術やその社会インフラを利用するための汎用技術に係る技術であって、その社会インフラを協調して作り上げ、高め、守っていかなければならない技術に係る特許（「協調領域」の特許）が存在することを理解する必要がある。
- また、ネットワーク発達に伴い、ビジネスが国や業界を超えて行われること、ビジネス上有用な様々なデータの存在にも留意する必要がある。

(2) 弁理士のあるべき姿

- 上述のような背景下において、弁理士の知見が、特許、意匠、商標などの権利化もしくはその活用のみ留まっていたら、ビジネスを行っている企業にとっては物足りなくなってくる筈である。特に、中小企業を支援するにあたっては、今後、様々な法律に立脚した技術契約の作成、不正競争法、営業秘密、著作権等によるデータの保護等、多くの法制度についての知見が求められる。また、それらを実際に使いこなせ、クライアントのため交渉できるような高い能力が求められることになる。即ち、クライアントである企業の側に立って総合的な知財戦略をたてることができる頼れる弁理士が求められる。更には、民法、契約法、個人情報保護法等知的財産とは直接関係しない法律の知識も求められることになる。
- 弁理士の皆様には、知的財産に関する横断的な知見をもち、我が国の国益のために活躍していただきたいと思う。特に、企業のコアコンピタンスやビジネスそのものの優位性を見抜くことが重要になる。つまり、コアコンピタンスや優位性のもとになっている技術やデータ等を「競争領域」の特許、営業秘密等、様々な手法や法制度を駆使して守っていくためのアドバイスができ、一方では、国際標準に係る特許を含む数多い「協調領

域」の特許を中心にグローバルな特許ポートフォリオの形成に貢献できるといった総合力の高い弁理士が求められる時代になると思う。

以上